米軍への提供普通財産の管理に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月二十八日

衆

議

院

議

長

福

永

健

司

殿

提出者

貝沼

郎

次

_.

米 軍 \sim 0) 提 供 普 通 財 産 \mathcal{O} 管 理 に 関 す Ś 質 間 主 意 書

旧 軍 用 地 等 \mathcal{O} 普 通 財 産 が 合 衆 玉 軍 隊 に 提 供 さ れ る ケ ス は 多 \ . 国 有 財 産法 第 六 条 によ れ ば、

普 通 財 産 は大 蔵 大臣 が 管 理することとなって **,** \ る。 従つて、これ . ら \mathcal{O} 米 軍 提 供 普 通 財 産 が 大蔵大

 \mathcal{O} 「 提 供 玉 有 財 産 の事 務 処 理 に関する覚書」 (以下「覚書」という。 をみるとこの自 明 \mathcal{O} 原 則 が 大

く揺らいでいるように思われる。

臣

 \mathcal{O}

管

理

権

の下に

あることは

自

明

のことと言わね

ばなら

ない。

L

カ

るに、

昭

和

兀

十三年三

月二

日

ま た、 昭 和 <u>二</u> 十 七 年 法 律 第 百 + 号 \neg 日 本 玉 ヒとア メ IJ 力 合 衆 玉 と 0 間 \mathcal{O} 相 互 協 力 及 び 安 全 保 障 条

約 第 六 条 に 基 づ < 施 設 及 び 区 域 並 U に 日 本 玉 に お け る 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 す る 協 定 \mathcal{O} 実 施 に 伴

う 玉 \mathcal{O} 財 産 \mathcal{O} 管理 に関する法 · 律 _ (以 下 「国管法」という。) \mathcal{O} 第 匹 一 条 一 項及び二項と、 これに関連し

て明確にしておくべき事項があると考える。

従つて、次の事項について質問する。

玉 管 法 第 兀 条 項 \mathcal{O} 時 使 用 \mathcal{O} 許 可 権 は、 大 蔵 省 訓 令 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 用 に 供 す る 玉 有 財 産

 \mathcal{O} 時 使 用 等 \mathcal{O} 取 扱に 関する 規 則 (昭 和二十八年よ ŋ 五. + 七 年まで 存続) で は大蔵・ 大臣 に ある

と明定し、国有財産法第六条の趣旨も貫かれている。

L カコ るに、 前 記 「覚書」 で はこの 許 可権 は、 防 衛 施 設定 の部局等の長に移されてい る。 これ

で

は 関 係 法 令 及 び 通 達 に定 めるところによる」(「覚書」 前 文 とし なが 5 訓 令 無視 で は な 1 か。

提 供 普 通 財 産 \mathcal{O} 使 用 収 益 は 時 使 用 が 実 際 に は 長 年 継 続 され る ケ] ス ₽ 多く、 複 雑 な 間 題

を 起 こすことも 考 え 5 れ る \mathcal{O} で、 ک \mathcal{O} 時 使 用 \mathcal{O} 許 可 は 安易 に 流 れ る こと は 許 さ れ な 1

 \mathcal{O} 観 点 か 5 玉 有 財 産 法 第 六 条を 踏 まえ た 前 記 訓 令 \mathcal{O} 規 定 を 大い に是とす る ŧ \mathcal{O} で あ る。

 \mathcal{O} よう な重 一要な 規定 を _ 関 係 法令 及び 通 達 0) ほ か に、 任意に行政部 局 が 談合して了解した

と称して変更することは許されることではない。

大 蔵 省 訓 令 は、 大 蔵 省 部 内 を 拘 東す る は ず で あ る。 こ の 覚 書 \mathcal{O} 作 成 に当た つ た 玉 有 財 産 局

長 は \mathcal{O} 訓 令 を 犯 7 1 な 1 \mathcal{O} か

ま た、 法 令 に 違 反 したこ \mathcal{O} 覚 書 は 無効で は な

「覚書」 で は防 衛 施 設 产 \mathcal{O} 部 局 \mathcal{O} 長 が 玉 管 法 第 匹 ** \ 条 \mathcal{O} か 項 \mathcal{O} 許 可を行うことになつて ١ ر

るが、

 $\sum_{}$ 0 覚 書 で |唐突に 与え 5 れ た 防 衛 施 設 庁 \mathcal{O} 部 局 \mathcal{O} 長 \mathcal{O} 許 可 権 が どうしてこの第 匹 条 項 \mathcal{O} 玉

 \mathcal{O} 許 可 権 と な る \mathcal{O} か、 関 係 \mathcal{O} 行 政 組 織 法 設 置 法、 組 織 令等、 を踏 まえ た 法 制 的 根 拠 を 明 示 さ れ

た 1

三 玉 管 法 第 兀 条 項 \mathcal{O} 時 使 用 \mathcal{O} 許 可を受くべ き使 用 収 益 \mathcal{O} 態 様 は 次 0) う 6 何 か、 明 示 せ

よ。

(イ)(ア) 個 人 \mathcal{O} 住 宅 等 \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 建 設

地 方公共 寸 体 0) 公共 施 設 0) 建 設

(オ)(エ)(ウ) 個 人 \mathcal{O} 耕 作 及 び 農 作 物 \mathcal{O} 取

得

個 人 \mathcal{O} 採 草

そ \mathcal{O} 他 **(**あ れ ば そ 0 態 様 を示 せ。)

ま た、 許 可 \mathcal{O} 要 否 は 1 か な る基 準 によ る \mathcal{O} か、 そ 0) 基 準

を示

せ。

兀 無 許 可 \mathcal{O} 使 用 収 益 が あ れ ば、 玉 は 7 カゝ な る 対 応 \mathcal{O} 措 置 をとる カコ

五. 玉 管 法 第 四 条 項 \mathcal{O} 使 用 収 益 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O} 消 滅 に 伴 う 事 務 は 7 ず れ \mathcal{O} 行 政 機 関 が 執 行 す Ś

 \mathcal{O}

か

六 農耕 によ る 使 用 収 益 \mathcal{O} 権 利 は、 農 地 法 等 で 保護されることが あ ŋ 得 る 0 か、 見 解 を 示され

た 1

右質 問 する。